

あ

い

ち

暮らしっく

消費生活情報

2021年
No.150



地球にやさしい消費で、
未来を変える

エシカル あいち フェスタ を開催します!

日時 2021年11月7日(日)
午前11時～午後5時 **入場無料** 参加申込不要

場所 ナディアパーク 2階
アトリウム(名古屋市中区栄3-18-1)
来場者プレゼント!
各回先着50名様
(11:30～、14:15～)

内容 **ステージイベント**
(トークライブ、ファッションショー、エシカルあいち宣言、
エシカル消費普及啓発ロゴマーク・イメージ動画の表彰式等)
エシカル商品の販売・展示、
パネル展示(愛知県立愛知商業高等学校 ユネスコクラブ、
愛知県立名古屋南高等学校) など

✦エシカルトークライブ
ゲスト/柴田 武氏
(シェ・シバタ オーナーシェフ)
案内人/原田さとみ氏
(株式会社エシカル・ベネロープ代表)



柴田 武氏



原田さとみ氏

✦エシカル
ファッションショー



プレゼンター/愛知県立一宮高等学校
ファッション創造科「The 尾州」

✦エシカル商品の
販売・展示コーナー



出展者/リデザインプロジェクト、ほほほ、
クラタペッパー、ファーマーズパッション等

**エシカル消費
ってなに?**
人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費(倫理的消費)」といいます。ちょっと難しく感じるかもしれませんが、自分のことだけでなく、大切な人や、困っている誰かのために、そして地球のこと、未来の子どもたちのことに想いを馳せて消費することが「エシカル消費」です。
消費者一人ひとりのエシカルな行動が世界の未来を変える「チカラ」を持っていることに気づき、日々の生活の中で「エシカル消費」を実践してみませんか。

詳細は
ポータルサイトを
ご覧ください。



◆ エシカル消費につながるイベントを御紹介 ◆

食品ロス削減イベント **入場無料**事前申込制

まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスは、国内で年間約600万トン(2018年度)も発生しています。
この食品ロスの問題を広く皆さんにお知らせし、考えていただくため、小林豊さん(BOYS AND MEN)によるトークショーや食品ロス削減に取り組む事業者の活動紹介等を行います。

日時 2021年11月3日(水・祝)午前11時～午後3時

場所 ナディアパーク デザインホール(名古屋市中区栄3-18-1)

内容 申込み方法等、詳細はHPをご覧ください

KOUGEI EXPO IN AICHI **入場無料**参加申込不要

国内最大級の伝統的工芸品の祭典が35年ぶりに愛知で開催されます。
全国の工芸品を一堂に集めての展示販売や職人の実演、制作体験のほか、ステージイベントや人気グルメの販売など様々な催しを行います。

日時 2021年11月27日(土)～29日(月)

場所 Aichi Sky Expo(常滑市セントレア)

内容 詳細はHPをご覧ください

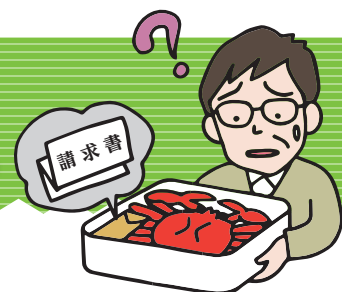
【県民文化局県民生活部県民生活課、環境局資源循環推進課、経済産業局産業部産業振興課】



印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

特定商取引法が改正

～令和3年7月6日以降 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に～



一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして**一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。**

その2 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分をしても、金銭の支払は不要です。

事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困ったら、「消費者ホットライン☎188」へ相談しましょう。

注意点

届いた商品が誤配送のようにネガティブ・オプション^{*}に該当しない場合もありますので、心当たりのない荷物が届き、対応に困った場合、不審に思った場合は、「消費者ホットライン☎188」にご相談ください。

※「ネガティブ・オプション」とは、注文していない商品を勝手に送り付け、その人が断らなければ購入したとみなして、代金を一方的に請求する商法です。

【県民文化局県民生活部県民生活課】

こんな時は契約をやめられる？ やめられない？

消費者を守るための法律や制度があります

基本的に、契約はいったん成立すると一方的にやめることはできません。しかし、事業者と消費者との間には、情報の質と量、交渉力などに大きな差があります。

そこで、消費者を守るために、契約をやめることができる法律や制度があります。

こんなときは契約をやめられます

- ・契約者が未成年の場合
- ・継続的サービスの中途解約
- ・勧誘に問題があった場合
- ・クーリング・オフ制度が適用できる場合

契約について困ったり、疑問に思ったときは、**消費者ホットライン☎188**にご相談ください！

こんな時は契約をやめられる？ やめられない？

- ① お店で商品を購入したが、家に帰って改めてみたら必要ないと気づいた。



自分から店舗に出向いて購入した契約は、一方の都合だけではやめられません。

- ② 無料体験に行ったエステで長期コースを勧められ、断り切れずに契約してしまった。



クーリング・オフできます。できるだけ早く消費生活センターなどに相談しましょう。

- ③ ネット通販で購入した電化製品が不良品だった。



ネット通販にクーリング・オフ制度はありませんが、商品が不良品だった場合は事業者と交換、修理などを求めることができます。

【県民文化局県民生活部県民生活課】

借金の返済でお悩みの方へ

11月は「愛知県多重債務者相談強化月間」です

消費生活相談員、弁護士、司法書士が多重債務問題解決のお手伝いをさせていただきます。

一人で悩みを抱え込まず、まずは**市町村の多重債務相談窓口**又は

愛知県消費生活総合センター(☎052-962-0999)

にお気軽にご相談ください。(専門家の相談は予約制です。)

相談は無料・秘密厳守です。

相談内容によっては、適切な他機関をご案内する場合があります。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

2021年
10月から

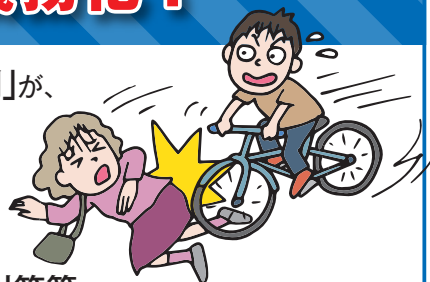
自転車乗車用ヘルメットの着用 **努力義務化!** 自転車損害賠償責任保険等の加入 **義務化!**

本年3月に制定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、
10月から全面施行となりました。



【条例の概要】

- ◇交通ルールの遵守・歩行者等への配慮
- ◇自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等
- ◇大人も子供も乗車用ヘルメットを着用 **努力義務化**
- ◇自転車損害賠償責任保険等への加入 **義務化**



【防災安全局県民安全課】

浄化槽をお使いの皆様へ

10月は「浄化槽強調月間」です

浄化槽は、微生物の働きで、し尿や生活雑排水(台所や洗濯等から発生する汚水)をきれいにします。

維持管理を正しく行わないと機能が低下し、川や海等の水質汚濁の原因となってしまいます。

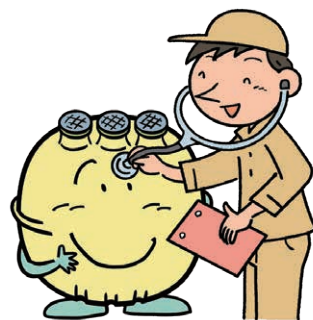
適正な維持管理は「**保守点検・清掃・法定検査**」の3つを行うことです。必ず実施しましょう!

また、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は、設置後20年以上経過し老朽化が進んでいるため、漏水や悪臭が発生しているものもあります。

合併処理浄化槽への転換をご検討ください!

愛知県 浄化槽 維持管理 検索

【環境局環境政策部水大気環境課】



特殊詐欺が多発!!

「迷惑電話防止機能付き電話機」で対策を



詐欺犯人の多くは、警察官、役所、百貨店、銀行協会、親族を装って自宅の固定電話に電話をかけてきます。

犯人と直接話をしないための対策には「迷惑電話防止機能付き電話機」が効果的です。電話機の買い替えや両親へのプレゼントに検討してみてください。

～ 迷惑電話防止機能付き電話機にはこんな機能があります(例) ～

着信拒否機能

登録のない番号、非通知番号等の迷惑電話からの着信を拒否します。

着信前の警告機能

相手に「通話内容を録音する」旨を警告して通話を自動的に録音します。

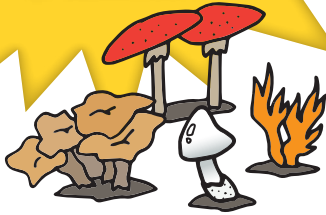


公益財団法人全国防犯協会連合会では「優良迷惑電話防止機器」として推奨品目録等を公開しています。



【愛知県警察本部生活安全総務課】

毒キノコに 要注意!!



キノコ狩りの際に、誤って毒のある種類を採ってしまい、それを食べて食中毒を起こして入院したり、亡くなったりする事例が毎年起こっています。

キノコを簡単・確実に見分ける方法はありません。

食用のキノコと確実に判断できないものは絶対に
「採らない」「食べない」「売らない」
「人にあげない」ようにしましょう。

キノコを食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けましょう!



【保健医療局生活衛生部生活衛生課】

今日から“エコモビ”はじめませんか?

愛知県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルを「**エコモビリティライフ**」(エコモビ)と名付け、エコモビを県民運動として推進しています。

日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい交通行動を実践しましょう。



意外と大きなCO₂削減効果!

1日10分クルマの利用を控えると、年間で冷暖房を1度調整した場合の約20倍ものCO₂削減に繋がります!

継続すればダイエットにも!

クルマで通勤する方は、公共交通や徒歩・自転車で通勤する方に比べて、約1.5倍、肥満(BMI25以上)の割合が高いというデータもあります。

※公共交通機関を安心してご利用いただくため

- (1) マスクを着用し、会話は控える (2) 車内換気への理解・協力をする
(3) テレワーク・時差出勤に努める といったコロナ時代の新たな利用スタイルの実践にご協力をお願いいたします。(国土交通省HPより)

詳しくはこちら

エコモビ 実践 検索

【都市・交通局交通対策課】

「高齢者等消費者被害見守りハンドブックあいち」を作成しました!

高齢者等の消費者被害の背景には、生活の困窮や社会的孤立、認知力の低下などが潜んでいることも多く、被害が表面化しにくい傾向があることから、周りの方々が日頃から高齢者等の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

そこで、市町村と地域の多様な主体が連携し見守り活動を行う地域ネットワークの構築・拡充を支援するとともに、地域ネットワーク構成員の今後の活動に資するため、全国の先進的な事例等を掲載したハンドブックを作成しましたので、ご活用ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/mimamori-handbook-aichi.html/>



【県民文化局県民生活部県民生活課】

● 消費生活相談窓口のご案内 ●

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)
県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

そうだんで 未然に防ごう 消費者被害*

*あいち暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。・発行月/2021年10月

消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!

あいち暮らしweb 検索